

| 改正案  |  |       |        | 現行  |                                       |       |        |
|--|--|-------|--------|---|---------------------------------------|-------|--------|
| 別表第十一（第三十五条関係）<br>工場騒音の規制基準  |  |       |        | 別表第十一（第三十五条関係）<br>工場騒音の規制基準   |                                       |       |        |
| 区域の区分  |  | 時間の区分 | 許容限度   | 区域の区分   |                                       | 時間の区分 | 許容限度   |
| 種別   | 地域   |       |        | 種別  | 地域                                    |       |        |
| 第一種区域  | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間    | 五〇デシベル | 第一種区域   | 第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間    | 五〇デシベル |
|  |  | 朝夕    | 四五デシベル |   |                                       | 朝夕    | 四五デシベル |
|  |  | 夜間    | 四五デシベル |   |                                       | 夜間    | 四五デシベル |
| (略)  |  |       |        | (略)   |                                       |       |        |
| 備考<br>1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる地域をいう。<br>2 ～ 5<br>(略) |  |       |        | 備考<br>1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる地域をいう。<br>2 ～ 5<br>(略) |                                       |       |        |

改正案

別表第十三（第四十二条関係）

付表

|     |  |
|-----|--|
| 一   | <p>条例第六条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域</p> <p>イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域</p> <p>ロ (略)</p> |
| 二   | (略)  |
| (略) |  |

別表第十四（第四十五条関係）

音響機器音の規制基準

| 区域の区分 |  | 時間の区分 | 許容限度   |
|-------|--|-------|--------|
| 種別    | 地域   |       |        |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間    | 五〇デシベル |
|       |  | 朝夕    | 四五デシベル |
|       |  | 夜間    | 四五デシベル |
| (略)   |  |       |        |

現行

別表第十三（第四十二条関係）

付表

|     |   |
|-----|---|
| 一   | <p>条例第六条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域</p> <p>イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域</p> <p>ロ (略)</p> |
| 二   | (略)   |
| (略) |   |

別表第十四（第四十五条関係）

音響機器音の規制基準

| 区域の区分 |   | 時間の区分 | 許容限度   |
|-------|---|-------|--------|
| 種別    | 地域  |       |        |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間    | 五〇デシベル |
|       |   | 朝夕    | 四五デシベル |
|       |   | 夜間    | 四五デシベル |
| (略)   |   |       |        |